

給水要望による配水管布設工事運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市民の要望に応じ円滑な給水を行うことを目的として、東広島市水道局（以下「市」という。）が行う配水管布設工事に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において「配水管」とは、需要者に水を供給するために市が整備及び保守管理を行う管路及びその付属設備をいう。

2 この基準において「給水区域」とは、東広島市水道事業計画において定められた区域をいう

3 この基準において「住宅」とは、一般住居（アパートを含む。）をいい、「給水要望住宅」とは、新たに給水を要望する住宅をいう。

4 この基準において「施設」とは、会社（社宅、社員寮及び工場を含む。）、倉庫及び集会所等の施設をいい、「給水要望施設」とは、新たに給水を要望する施設をいう。

5 この基準において「公道」とは、次の各号に掲げる道路をいう。

- (1) 道路法に規定する国道、県道及び市道
- (2) 里道及び市有道路
- (3) 農道台帳に登録している農道
- (4) 林道台帳に登録している林道
- (5) 土地改良事業で整備された土地改良区所有の公衆用道路

6 この基準において「道路幅員」とは、路肩で測る幅員をいう。

(工事施行の条件)

第3条 新たに市が施行する給水要望に応じて行う配水管布設工事（以下「工事」という。）は、次に掲げる条件に該当するものでなければならない。ただし、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という）が特に工事を施行する必要があると認められた場合は、この限りではない。

- (1) 新設する配水管を利用する給水要望住宅及び給水要望施設（以下「給水要望住宅等」という。）が給水区域内にあること。
- (2) 新設する配水管を利用する給水要望住宅等の戸数がまとまった5戸以上であり、かつ、市が定める給水要望対象地域の上水道加入率が8割以上であること。

(工事の対象外)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、工事に応じないものとする。

- (1) 東広島市開発地給水事務取扱規程（平成2年東広島市水道事業管理規程第14号）の適用を受けるとき。

(2) その他市長が給水することが困難であると認めたとき。

(配水管布設基準)

第5条 新たに市が布設する配水管は次に掲げる条件に該当するものとする。

ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 道路幅員がおおむね2メートル以上の公道内の場合は、最後の給水要望住宅の給水分岐位置まで配水管を布設する。ただし、給水要望住宅の先に給水要望施設がある場合は、最後の給水要望施設から1戸手前の住宅及び施設の給水分岐位置まで配水管を布設する。
- (2) 給水要望住宅等へ至る公道の道路幅員が、途中からおおむね2メートル未満となる場合は、おおむね2メートル以上の公道内まで配水管を布設する。ただし、道路幅員がおおむね2メートル以上の公道内において、給水要望施設が1戸のみの場合は、1戸手前の住宅及び施設の給水分岐位置まで配水管を布設する。
- (3) 給水要望住宅等へ至る道路が2戸以上の住宅が生活道として現に利用している私有地で、道路幅員がおおむね2メートル以上の場合は、同条第1号の規定を準用する。ただし、私道が行き止りの場合は、最後の給水要望住宅から1戸手前の住宅施設の給水分岐位置まで配水管を布設する。
- (4) 給水要望住宅等へ至る道路が団地（都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条に基づく団地その他これらに準ずる団地をいう。）内の私道で、道路幅員がおおむね2メートル以上の場合は、最後の給水要望住宅の給水分岐位置まで配水管を布設する。

(事業説明会の開催)

第6条 市は給水要望者に対して水道事業説明会を開催し必要な事項の説明を行うものとする。

(工事の採択)

第7条 要望者は、前条の説明会開催後、第3条の条件に該当するときは給水要望書（別記様式第1号）及び給水要望者名簿（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。また、工事を行う土地が私道の場合は、公図及び土地登記簿謄本の写しを添えて、土地無償占用承諾書（別記様式第3号）を併せて提出するものとする。

2 市は、前号の要望書の提出があった場合は、その内容を確認して受付を行うものとする。

3 市は、原則として前項の受付順に工事を実施するものとする。

(給水開始)

第8条 前条の要望者は特別な事情がある場合を除くほかは、工事完了後は直ちに給水開始を行い、かつ、継続して使用しなければならない。

附則

この基準は、平成15年7月1日から施行する。

附則

この基準は、平成23年12月16日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

削除

別記様式第2号（第6条関係）

削除

附則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式第3号を第1号に改める

別記様式第4号を第2号に改める

別記様式第5号を第3号に改める